

公益社団法人山口県看護協会定款細則

第1編 総 則

(細則の目的)

第1条 この定款細則（以下、「細則」という。）は、公益社団法人山口県看護協会（以下、「本会」という。）定款第63条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2編 通 則

第1章 会 員

(入会の手続)

第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続により入会の申込みをしなければならない。

2 前項の定めにより正会員になろうとする者は、併せて、公益社団法人日本看護協会（以下、「日看協」という。）への入会について、日看協の定めに基づき、本会を通じて必要な手続をしなければならない。

3 第1項の場合において、本会は入会の申込み及び会費並びに入会金の納入を受けたときは、正会員名簿に登録し、正会員証を交付しなければならない。正会員証は、日看協会員証をもってあてる。

(退会の手続)

第3条 正会員が退会しようとするときは会員証を添え、退会の手続をするものとする。

(除 名)

第4条 会員が、定款又は細則の規定に違反し、又は本会の体面を汚すような行為等があったときは、理事会に本人の出席を求め真偽を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意を得て除名について総会に諮ることができる。

2 除名された場合、3年間は再入会ができない。

(住所等の変更)

第5条 会員が氏名、住所、勤務地等を変更したときは、変更届により変更後の氏名、住所、勤務地等を会長に届け出なければならない。

第2章 会費及び入会金

(会費及び入会金の額)

第6条 会費及び入会金の額等は、会費等に関する規程に定める。

(納付会費)

第7条 一旦納付した会費及び入会金は事由のいかんを問わず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上23名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事の構成は次のとおりとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名 (第一副会長、第二副会長、第三副会長)

(3) 専務理事 1名

(4) 常務理事 2名 (庶務担当1名、会計担当1名)

(5) 職能理事 3名 (保健師及び助産師各1名、看護師2名)

(6) 全区理事 1名 (准看護師)

(7) 地区理事 11名 (別表に定める各支部1名)

3 監事の構成は次のとおりとする。

(1) 内部監事 2名

(2) 外部監事 1名

第4章 選挙

(役員選挙)

第9条 役員(外部監事を除く。)は、総会において正会員の中から代議員が選挙する。

2 役員候補者の数が、改選数を超えないときは、前項の規定にかかわらず選挙によらず選任することができる。

(役員改選)

第10条 会長、第二副会長、常務理事(庶務担当)、保健師職能理事、地区理事(岩国支部、柳井支部、防府支部、長門支部、豊浦支部)、全区理事、内部監事1人は奇数年次(西暦)に開催される通常総会において改選する。

2 第一副会長、第三副会長、専務理事、常務理事(会計担当)、助産師職能理事、看護師職能理事、地区理事(周南支部、山口支部、宇部支部、小野田支部、萩支部、下関支部)、内部監事1人は偶数年次(西暦)に開催される通常総会において改選する。

(選挙管理委員会)

第11条 本会は、役員等の選挙が公明かつ適正に行われることを目的として、選挙管理委員会を設置する。

- 2 前項の選挙管理委員会は、総会において正会員の中から議長が指名する。
- 3 選挙管理委員会については、選挙及び選挙管理委員会に関する規程に定める。

(役員候補者)

第12条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に3月末日までに届け出なければならない。ただし、地区理事については、支部集会で選出された地区理事推薦者をもって候補者とするため、立候補を受け付けないものとする。

- 2 推薦委員会は、役員候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に3月末日までに提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、役員のうち会長、副会長、専務理事、常務理事の候補者（以下、「会長等候補者」という。）については、役職を指定して推薦することができる。
- 4 選挙管理委員会は、第1項及び第2項の役員の立候補者名と推薦者名を総会の7日前までに正会員に発表しなければならない。

(選挙の成立)

第13条 選挙は、投票総数のうち半数以上の有効投票数をもって成立する。

(当 選)

第14条 役員の選任については、出席代議員の議決権の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

(役員選任及び会長等候補者の選出)

第15条 前条の当選人をもって、役員として選任する。

- 2 前項において、選任された役員のうち会長等候補者として選出された者を総会からの会長等候補者として理事会に推薦する。

(その他の選挙に関する事項)

第16条 その他の選挙に関する事項は、選挙及び選挙管理委員会に関する規程に定める。

第5章 代議員

(任 務)

第17条 代議員は、総会に出席し選挙権及び議決権を行使する。

(定 員)

第 18 条 代議員は、毎年 4 月 20 日における正会員の総数 50 人につき 1 人の割合をもって選出する。この場合において、正会員の総数を 50 で除して得た数に 1 未満の端数があるときにはその端数は 1 とし、代議員の数に加える。予備代議員は、各支部の代議員数の状況等に応じて選出する。

2 前項の代議員数及び予備代議員数を各支部の正会員数の割合に応じて各支部に割り当て、毎年 4 月末日までに選挙管理委員会に通知する。

(代議員及び予備代議員選出の公示)

第 19 条 選挙管理委員会は、前 2 条に規定する代議員及び予備代議員の選出を行う旨の公示を、選出年の 5 月に行う。

(代議員及び予備代議員への立候補等)

第 20 条 本会の代議員及び予備代議員になろうとする者は、5 月末日までに選挙管理委員会

に立候補の届け出をしなければならない。

2 正会員が他の正会員を本会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、推薦委員会へその旨を届け出なければならない。

(推 薦)

第 21 条 各支部の推薦委員会は、代議員候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に 5 月末日までに提出しなければならない。

(代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第 22 条 選挙管理委員会は、前条の規定により届け出のあった本会の代議員及び予備代議員の候補者について、6 月 20 日までに公示しなければならない。

(選 挙)

第 23 条 代議員及び予備代議員の選挙については、各支部における支部集会にて行うものとする。

2 代議員及び予備代議員候補者の数が、定数を超えないときは、前項の規定にかかわらず選挙によらず選出することができる。

3 その他選挙に関する事項は、選挙及び選挙管理委員会に関する規定に定める。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第 24 条 各支部において代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、各支部の選挙管理委員会は、その代議員及び予備代議員の氏名、勤務先名、職種を記した名簿を作成し、8 月末日までに会長に提出するものとする。

(委 任)

第 25 条 選挙管理委員会は、第 20 条、第 23 条、第 24 条について、各支部の選挙管理委員会に委任することができる。

第 6 章 総 会

(開催期日)

第 26 条 通常総会は、毎年 6 月に開催する。但し、やむを得ない事情のあるときは理事会の議を経て変更することができる。

2 臨時総会は、定款の定めにより、必要に応じて開催する。

(議事運営)

第 27 条 総会に議長団を置く。

2 議長団は、3 名以上とし、総会においてその都度、出席代議員の中から選出する。

3 議長は、議長団がこれを定める。

4 総会の議事運営に関しては、定款及び細則に定めるもののほか、総会運営規程に定める。

第 7 章 理 事 会

(任 務)

第 28 条 理事会は次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 重要な事業の基本方針の策定に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 収支予算及び補正予算に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 決算報告及び監査報告に関する事項
- (6) 名誉会員に関する事項
- (7) 総会の招集等に関する事項
- (8) 会長等の選定または解職に関する事項
- (9) 外部監事の推薦に関する事項
- (10) 理事の職務分担に関する事項
- (11) 理事の職務の執行の監督に関する事項
- (12) 役員の実任の免除に関する事項
- (13) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事項
- (14) 内部管理体制に関する事項
- (15) 委員会の設置、廃止及び任務に関する事項
- (16) 委員会の委員の選解任に関する事項
- (17) 細則及び規程等の制定または改廃に関する事項
- (18) 事務局長等の重要な職員の任免に関する事項

- (19) 重要な財産の処分及び譲り受けに関する事項
- (20) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (21) 多額の借財に関する事項
- (22) 理事会の任務のうち常務理事会に委任する事項
- (23) 総会から委任された事項
- (24) その他、総会に付議する事項

第8章 常務理事会

(設置)

第29条 本会に常務理事会を置く。

(構成)

第30条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

2 監事は常務理事会に出席して、意見を述べることができる。

(任務)

第31条 常務理事会は、理事会から委任された事項について審議し、審議結果について理事会に報告する。

(開催及び招集)

第32条 常務理事会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

(定足数)

第33条 常務理事会は、第30条1項に定める構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議長及び議事録)

第34条 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 常務理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

3 常務理事会の議事録については、書面をもって作成し、会長及び出席者から選出議事録署名人1名以上が記名押印する。

4 前項の議事録は、常務理事会開催の日から10年間、主たる事務所に据え置く。

第9章 職能委員会

(構成)

第35条 定款第46条第1項に定める各職能委員会は、委員長及び8人以内の委員（以下、「職能委員」という。）をもって構成する。但し、看護師職能委員会Ⅰ及び看護師職能委員会Ⅱの委員のうち、それぞれ1名以上は准看護師とする。

2 各職能委員会の委員長は、職能理事がこれに当たる。

(任 務)

第 36 条 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

2 前項の任務を行うにあたり、職能委員会は必要に応じて理事会の承認を得て、次の事項を行うことができる。

- (1) 専門部会の設置運営
- (2) 支部職能委員会の招集
- (3) 職能集会の開催

(委員の選任及び任期)

第 37 条 職能委員は、理事会において選任する。

- 2 職能委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 職能委員の半数は偶数年次(西暦)、残りの半数は奇数年次(西暦)に選任する。ただし、再任を妨げない。

(開催及び招集)

第 38 条 職能委員会は毎年度6回程度の定例会議を行う。

- 2 職能委員会は委員長が招集する。
- 3 前項の場合において、委員長は、必要に応じて委員以外の会員及び外部有識者等を併せて招集することができる。

(定足数)

第 39 条 職能委員会は、職能委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長及び議事録)

第 40 条 職能委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 職能委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
- 3 職能委員会の議事録については、書面をもって作成し、議長及び出席者から選出議事録署名人1名以上が記名押印する。
- 4 前項の議事録は、職能委員会開催の日から5年間、主たる事務所に据え置く。

(職能委員長の任務)

第 41 条 職能委員長は、職能集会の長となり、委員は運営にあたる。

- 2 職能委員長は、日看協の開催する全国職能委員長会並びに全国職能集会に出席するものとする。

第10章 委員会

(設 置)

第 42 条 本会に次の常設の委員会（以下、「常任委員会」という。）を置く。

- (1) 労働環境支援委員会
- (2) 看護制度委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 学会委員会
- (5) 認定看護管理者教育運営委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 推薦委員会
- (8) 医療安全推進委員会
- (9) 災害支援委員会
- (10) 在宅ケア推進委員会

2 前項のほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、特別の委員会（以下、「特別委員会」という）を設置することができる。

(構 成)

第 43 条 常任委員会は、委員 6 人以上をもって構成し、委員の互選により委員長を選出する。

2 常任委員会には、担当理事を置く。

(委員の選任及び任期)

第 44 条 常任委員会の委員は、理事会において選任する。ただし、推薦委員会の委員は総会において正会員の中から選挙により選任する。

2 常任委員会の委員の任期は 2 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 常任委員会の委員の半数は偶数年次（西暦）、残りの半数は奇数年次（西暦）に選任する。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、推薦委員会の委員の任期は 1 年とし、選任された翌年の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 推薦委員会の委員候補者の数が、定数を超えないときは、第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、選挙によらず選任することができる。

6 その他選挙に関する事項は、選挙及び選挙管理委員会に関する規定に定める。

(任 務)

第 45 条 常任委員会は、理事会から委任されたそれぞれの専門事項について調査、企画等を行い、その結果について理事会に報告する。

2 推薦委員会は、次の任務を行う。

- (1) 役員候補者、会長等候補者及び推薦委員会委員候補者の選挙管理委員会への推薦
- (2) 職能委員会委員候補者及び常任委員会委員候補者の理事会への推薦

3 第 1 項の任務を行うにあたり、常任委員会は、理事会の承認を得て、専門部会又はワー

キンググループを設置することができる。

(開催及び招集)

第 46 条 常任委員会は、必要に応じて開催し、委員長が招集する。

2 前項の場合において、委員長は、必要に応じて委員以外の会員及び外部有識者等を併せて招集することができる。

(定足数)

第 47 条 常任委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長及び議事録)

第 48 条 常任委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 常任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

3 常任委員会の議事録については、書面をもって作成し、議長及び出席者から選出議事録署名人 1 名以上が記名押印する。

4 前項の議事録は、常任委員会開催の日から 5 年間、主たる事務所に据え置く。

(特別委員会)

第 49 条 特別委員会は、常任委員会に準ずるものとする。

2 特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

第 11 章 組織

(組織運営)

第 50 条 本会の組織並びに運営に関して必要な事項については、組織規程及び職務権限規程

に定める。

第 12 章 支部

(支部及び事務所)

第 51 条 地区を別表のとおり 11 支部を設置する。

2 支部事務所は、支部長の定めるところによる。

第 13 章 支部役員

(支部役員)

第52条 本会は、各支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 総務 2名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 5名以内

2 支部役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 支部長 支部を代表し、支部運営を統括する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務 支部内の事務を処理する。
- (4) 会計 支部内の会計事務を処理する。
- (5) 幹事 支部長の命を受け、支部運営に関する事項を分担執行する。

3 支部長は、理事会において選任された支部が属する地区の地区理事をもってあてる。支部長以外の支部役員は、支部集会において選任し、会長に届け出るものとする。

(任期)

第53条 支部役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。任期中やむを得ず交替したときは会長に届け出るものとする。

2 支部長の改選は第10条の定めに従う。

(支部長会)

第54条 会長は、理事会の議を得て支部長を招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認める本会の重要事項及び事業運営につき協議し、本会及び支部の連絡調整を図るものとする。

(支部運営)

第55条 支部運営に関して必要な事項は支部運営規程に定める。

第3編 公益社団法人日本看護協会に関する事項

第1章 総 則

(法人会員)

第56条 本会は、日看協の法人会員となる。

2 本会は入会申込書に会長の氏名を記し、日看協の会長に提出する。会長に変更があった場合には、その旨を日看協の会長に届け出るものとする。

(事務処理)

第 57 条 本会は、日看協に係わる次の事項の事務処理を行うものとする。

- (1) 入会に関する事項
- (2) 総会に関する事項
- (3) 代議員に関する事項
- (4) 役員候補に関する事項
- (5) 教育研究に関する事項
- (6) 調査に関する事項
- (7) 会員の福利厚生に関する事項
- (8) 諸会議に関する事項

第 2 章 日看協代議員の選出

(日看協代議員選挙管理委員会の設置)

第 58 条 本会は、日看協の定款・細則の定めにより委託された日看協代議員及び予備代議員の選出に係る業務を実施することを目的として、日看協代議員選挙管理委員会を設置する。

2 前項の日看協代議員選挙管理委員会は、本会の選挙管理委員会をもってあてる。

(日看協代議員の定員)

第 59 条 日看協代議員の定数は、日看協の定款・細則の定めにより通知された数とする。

(予備代議員の選出)

第 60 条 日看協予備代議員は、日看協より通知された日看協代議員数の状況等に応じて選出する。

(代議員及び予備代議員への立候補等)

第 61 条 日看協代議員及び予備代議員になろうとする者は、5 月末日までに選挙管理委員会に立候補の届け出をしなければならない。

2 正会員が他の正会員を日看協代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、推薦委員会へその旨を届け出なければならない。

(推 薦)

第 62 条 推薦委員会は、日看協代議員及び予備代議員の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に 5 月末日までに提出しなければならない。

(候補者の日看協への届け出)

第 63 条 本会は、前 2 条の規定による日看協代議員及び予備代議員の候補者について、日看協に報告しなければならない。

(日看協代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第 64 条 本会は、日看協より日看協代議員及び予備代議員の候補者の公示があった場合は、その内容を公示しなければならない。

(日看協代議員及び予備代議員の選出)

第 65 条 日看協代議員及び予備代議員に選出については、総会において選挙により選出する。

2 日看協予備代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(2) 当該候補者を特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定

代議員の氏名

3 日看協代議員及び予備代議員の候補者の数が、定員を超えないときは、第 1 項の規定にかかわらず選挙によらず選出することができる。

4 その他選挙に関する事項については、公益社団法人山口県看護協会公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員選挙規定に定める。

(日看協代議員及び予備代議員選出の報告)

第 66 条 日看協代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、勤務先、職種を遅くとも 7 月末日までに日看協会長に報告する。

第 4 編 細則の変更

(変 更)

第 67 条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 第 10 条第 1 項及び第 2 項の定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「移行登記日」という。)に在任している役員には適用しない。

附 則

1. この一部改正細則は、平成24年6月17日から施行する。

附 則

1. この一部改正細則は、平成24年8月11日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則

1. この一部改正細則は、平成24年11月11日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則

1. この一部改正細則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1. この一部改正細則は、平成27年1月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1. この定款細則の改正は、平成29年8月5日から施行し、平成29年6月18日から適用する。

附 則

1. この一部改正細則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

1. この一部改正細則は、令和2年6月28日から施行する。

別表

支部区分

岩国支部	岩国市	和木町
柳井支部	柳井市	上関町 田布施町 平生町 周防大島町
周南支部	周南市	下松市 光市
防府支部	防府市	
山口支部	山口市	

宇部支部	宇部市
小野田支部	山陽小野田市 美祿市
長門支部	長門市
萩支部	萩市 阿武町
豊浦支部	下関市（菊川 豊田 豊浦 豊北）
下関支部	下関市（豊浦支部を除く）